

今月の税務トピックス

(税務関係書類における押印義務の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

国民及び事業者等に対して押印義務を求めていた行政手続について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い法令、告示及び通達等の改正を進める（規制改革実施計画：令和2年7月17日閣議決定）との方針が公表されました。

令和3年度税制改正では、これら行政手続の方針を踏まえ、税務関係書類における押印義務の見直しが行われることとなりました。

本稿では、その制度の概要と実務上の留意点について解説することとします。

I 基本的考え方

各省庁では、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（令和2年5月22日）」及び「第203回国会参議院予算委員会：規制改革・行政改革担当大臣発言（令和2年11月5日）」を踏まえて、次の①から④に掲げる基準に該当する場合には押印を廃止することとされました。

- ① 法令の条文、省令・告示の様式のいずれにも押印を求める根拠がないもの。
- ② 省令・告示の様式のみに押印欄がある手続でも、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がないもの。
- ③ 法令の条文で押印を求めていた手続及び省令・告示の様式のみに押印欄がある手続で押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨に照らして、合理的な理由があつて登記印・登録印を求めていたものでも、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的な理由が認められないもの。
- ④ 法令等の条文で押印を求めていた手続で、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的な理由が認められる場合においても、他の手段により押印が求められる趣旨を代替可能なもの。

II 税務関係書類の押印義務の見直し

1 原則（国通法81③, 91①, 124①②）

納税者等の押印をしなければならないこととされている国税関係書類及び地方税関

係書類については、原則として、押印義務が廃止されます。

2 例外

実印による押印・印鑑証明書の添付をしなければならないこととされている国税関係書類及び地方税関係書類については、例外として、押印・印鑑証明書の添付が必要とされます。

なお、具体的な税務関係書類の押印義務の要否は、図表に掲げるとおりとされます。

III 適用関係（令和3年改正法附則1）

上記Ⅱの改正は、令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類及び地方税関係書類について適用されます。

なお、これら改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

おわりに

国民及び事業者等に対して押印義務が求められている全14,992の行政手続（添付書類で押印を求めるものを含みます。）のうち、法令等に根拠のあるものが8,962手続（59.8%）、根拠のないものが6,030手続（40.2%）とされていました。今回の見直しでは、これら手続のうち、14,909手続（99.4%）が押印廃止の決定又は廃止に向けた検討が行なわれることが決定され、存続する83手続が印鑑証明が必要なもの又は登記印・登録印とされました。

なお、税理士等が行なう税務関係書類の押印義務も廃止（税理士法33①～④, 33の2③）されますが、署名義務は存続しますので留意して下さい。

図表：税務関係書類の押印義務の要否

税務関係書類の分類	押印の要否
全般（具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書等）	不要
担保提供関係書類（具体例：不動産抵当権設定登記承諾書等）	要
物語手帳関係書類（具体例：第三者による納税保証書等）	要
道産分離協議書（具体例：相続税・贈与税の特例における添付書類等）	要

（注）国税及び地方税並行調査手続における質問調査・捜査調査等への押印について、刑事訴訟手続に準じた取扱い（押印義務を存置）とされます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。